

子育て世帯の生活を応援するために一時金を支給します！



令和2年度子育て世帯への 臨時特別給付金（町単独給付金を含む）

公務員の方が今回支給を受けるにあたって、

多可町では **2種類の申請が必要です。**

※子育て給付金申請書と多可町子育て給付金申請書の両方を提出してください。

（支給対象者）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（特例給付を除く）を受給している方

（対象児童）

児童手当の令和2年4月分の対象となる児童

※令和2年3月31日までに生まれた児童が対象です。

※同年3月分の児童手当（特例給付を除く）の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている児童も対象となります。



（給付額）

対象児童1人につき、 **2万円**

（子育て給付金1万円＋町単独給付金1万円）

多可町では子育てを応援するため、さらに1万円を上乗せしています。

（申請方法）

子育て給付金申請書は、所属庁から児童手当の受給証明を受けた後、速やかに申請してください。

※詳しくは所属庁からの案内をご覧ください。

多可町子育て給付金申請書は、多可町ホームページからダウンロードし、記入後、国の子育て給付金申請書と一緒に申請してください。

※公務員の方に対する案内です。

※公務員の方に対する案内です。

(申請期間)

令和2年6月1日から令和2年10月30日（当日消印有効）

※必ず申請期間内に申請してください。

(支給方法)

申請書に記載された振込口座に7月末から順次振り込みます。

※必ず振込口座が確認できる書類（金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳やキャッシュカードの写し）を添付してください。

※給付金の支給は、2種類の申請書の提出後になります。

こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日（令和2年3月31日）時点での居住市町村（特別区含む）から支給されます。

4月1日以降に転入された方は、転出元の市町村にお問い合わせください。

※新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和2年4月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、多可町で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合がありますのでなるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。

Q. 子どもが児童養護施設等へ入所中なのですが、どうなりますか？

A. 児童養護施設等に支給することになります。

お問い合わせ

多可町福祉課

「子育て世帯への臨時特別給付金」担当

電話：0795（32）5120



「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する

“振り込め詐欺” や “個人情報” の詐取” にご注意ください。

ご自宅や職場などに多可町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに最寄りの警察又は多可町福祉課にご連絡ください。